

**「パートナーシップ宣誓制度に係る都市間連携に関する協定」を締結します！**  
**～千葉市、船橋市及び松戸市の3市間で転入・転出する場合の手続を簡素化～**

この度、千葉市では、横浜市に続いて船橋市及び松戸市に声をかけ、3市で「パートナーシップ宣誓制度に係る都市間連携に関する協定」を締結する運びとなりましたので、お知らせします。

また、同協定の締結式をオンラインで行いますので、併せてお知らせします。

**1 協定名**

パートナーシップ宣誓制度に係る都市間連携に関する協定

**2 協定締結日**

令和4年4月11日（月）

**3 都市間連携の開始日**

令和4年4月11日（月）

※開始日以降に3市間で転入・転出した場合に適用を受けることができます。

**4 趣旨・目的**

千葉市、船橋市又は松戸市のいずれかで同制度を利用している当事者が、3市間で転入・転出する場合に生じる負担の軽減を図るため、その手続を簡素化します。

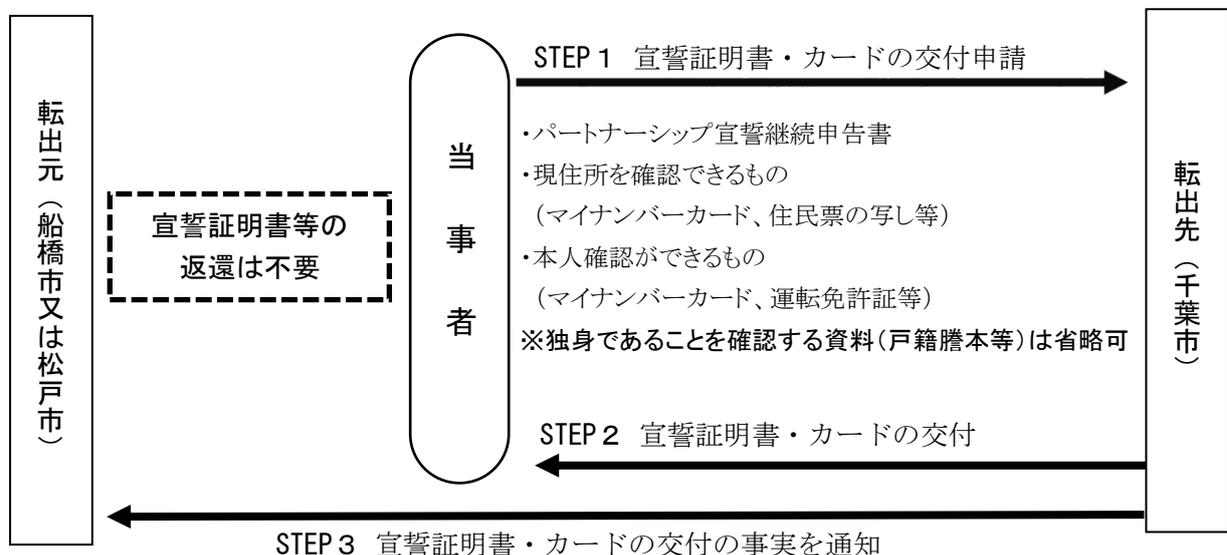
本市は令和3年2月1日から横浜市と連携を開始していますが、県内では初めての連携となります。

**5 内容**

**＜協定による連携事項＞※横浜市との連携方法と同じ**

- ・当事者は転出先の自治体への手続のみ行い、転出元の自治体への手続は不要となる
- ・転出先の自治体への提出書類を一部省略可とする

**＜都市間連携スキーム（船橋市又は松戸市から千葉市に転入するケース）＞**



## 6 協定締結式

感染症拡大防止の観点から、本協定締結式はオンラインで執り行います。

(1) 日時

令和4年4月11日(月) 13:30~14:00

(2) 場所

市役所3階 市長応接室

(3) 出席者

船橋市長 松戸 徹 (オンラインでの出席)

松戸市長 本郷谷 健次 (オンラインでの出席)

千葉市長 神谷 俊一

(4) 内容

3市長挨拶、協定書署名、写真撮影

※締結式終了後、所管課による質疑応答を行います。

(5) 取材申込み

取材を希望される方は、4月8日(金) 17:00までに男女共同参画課へお申し込みください。

男女共同参画課 電話 245-5059 メール danjo.CIL@city.chiba.lg.jp